



令和6年度
特別号

沖縄県議会 沖縄自民党・無所属の会

- 1面 令和7年度当初予算について
2面 県議会・百条委員会(ワシントン事務所問題)本格始動
3面 違法状態が明らかになったワシントンDC事務所
4面 安和桜橋死亡事故問題・北部豪雨災害問題

QRコード
沖縄自民党
無所属の会会派室
〒900-0021
那覇市泉崎1-2-36階
TEL.098-866-2754

令和7年度当初予算について



2月12日県議会本会議場にて緊急動議を読み上げる大浜一郎議員

玉城県政が県議会の
混乱を招く

2月12日(水)沖縄県議会2月定例会
の開会が、大幅に遅れました。

その理由は、2月10日(月)の議案説明会において、令和7年度一般会計当初予算にワシントン駐在員活動費が計上されている事の説明が全く行われず、我が会派沖縄自民党・無所属の会は次の理由で

- ①ワシントン駐在問題は百条委員会で審議中であること
- ②会計監査報告も行われていないこと
- ③県執行部が設置した調査検証委員会の精査・提言も行われていないこと

このままでは予算審議に応じられない事や何らかの修正が必要との旨を発言し、議案説明会場を退出しました。

しかし、県執行部はその後何ら説明(修正等)もなく、開会日(2月12日)を迎えた。

我が会派は9時00分に議長室に出向き、色々と対応についても相談しましたが、県執行部や与党からは何ら動きがないまま、大幅に開会が遅れ14時過ぎに本会議場に向かいました。

知事の提案説明要旨を聞いた後に、一般会計予算に対する動議を提出し賛成多数で可決後、一般会計当初予算を返付いたしました。

玉城県政は違法性のある予算案を県議会へ提案

2月12日 本会議場での提出動議 (抜粋版)

先日の議案説明会でも指摘をしましたが、甲第1号議案「令和7年度沖縄県一般会計予算」については、違法性が治癒(ちゆ)されていないワシントン駐在事業費が計上されております。

我々は去る令和6年11月議会において警告決議を行いました。その際に、改めて追認のための議決が必要だろと指摘をしましたが、法律的な整理が出来てないままに府内決裁だけで処理されようとしております。

地方自治法96条1項6号によれば、財産を出資の目的とする場合には議会の議決を要すると規定しております。沖縄県ワシントンDCオフィス社は、**府内の意思決定がないままに設立されたもの**であり、本来的には**設立無効の状態にあった**といえます。

そして、同社への出資金はワシントンコア社への委託料のうち弁護士へ行った再委託料からねん出されており、**県が直接出資したものではありません**。

そして、払い込まれた出資金1000ドルについては、発起人である同氏が再委託に係る委託料として請求し、支払いがなされております。

地方自治法96条1項6号に基づき、財産を出資の目的とするための**議会の議決が必要である**というのが正しい法律構成であります。

したがいまして、我々は到底こうした違法状態が是正をされていない法人の存在を前提とした予算議案を審議することはできません。

議案の訂正なり撤回して再度提出するなり、こうしたことが改善されない限り審議に応じることはできません。

また本日、令和7年2月10日付け総財第569号「令和5年度沖縄県一般会計決算不認定に係る措置等について(報告)」という文書が知事から議長あてに提出をされております。

この報告書には、「同社の運営に必要な経費は県の「ワシントン駐在員活動事業」で賄まかれており、同社において資金を受け入れている。」という**事実と異なる虚偽の記載**がなされています。

さらに、「同社が同社の支出に充てるために上記事業から受け入れた資金は、日本の資本剰余金に相当する additional paid-in capital (アディショナル・ペイドイン・キャピタル)として受け入れているが、「3、基本財産の額」及び「4、県の出資の額」は同社の資本金のみを表示している。」という記述についても、2月10日に我が会派への説明にあたって、こうした会計上の処理が適切かどうか現在精査中のことでした。

この点をもってしても、本日提出された**経営状況報告書の記載内容そのものが虚偽記載である**と言わざるを得ません。

こうした決算を前提とした**甲第1号議案は、違法を前提とするもの**であります。

よって、私はただいま議題となっております議案のうち、甲第1号議案については、**委員会に付託せず、議会において議決すべきものではないとの決定を求める動議**を提出いたします。

令和7年度当初予算(案)

一般会計8、894億円、特別会計当
初予算2、458億円、企業会計1、5
27億円となっています。

ワシントン駐在員活動事業費については、VISAの取得方法、ロビー活動状況、粉飾決算、虚偽報告等々、多くの疑惑が生じているため、当初予算から削除し再提案を行うことが解決方法の一つであると我々は考えています。

総務省や全国議長会からの提案もあるよう、予算審議は大変重要です。

このまま県執行部と与党、野党が歩み寄りができないければ、来年度の県民の生活にも大きな影響が出ます。

ある意味違法性のある事務所の活動予算は、審議に値しない。調査検証委員会

や百条委員会の結論後に計上すべきものではないかと疑義を呈しました。

我が会派は全ての一般会計当初予算の開会が、大幅に遅れました。

そこで予算審議は議長等の調整により通常通り行う事となりました。

しかしワシントン駐在員活動事業費については原案のままでの採決は厳しいものになると思います。県執行部と与党、審議を拒否しているわけでは全くありません。その中で予算審議は議長等の調整により通常通り行う事となりました。

この様な状況下での予算審議は更に厳しくなりそうです、

調査検証委員会が第三回目の会合を(3月6日開催)終え、中間整理として「米事務所の正当性見えず」と指摘しました。

この様な状況下での予算審議は更に厳しくなりそうです、

(2025年3月10日現在)



予算特別委員会





「法を破った玉城県政！違法なワシントン事務所」

この問題の重要性からは調査特別委員会、いわゆる「百条委員会」を設置しました。これは、地方自治法第100条に基づき、強制的な調査権限を持つ委員会です。設置の背景には、同事務所が株式会社として設立され、地方自治法などに違反して運営されていた疑惑があり、県議会はこの問題の徹底的な解明を求めました。百条委員会の設置は、2014年に当時の仲井真弘多知事による辺野古埋め立て承認に関する調査以来、約10年ぶり4度目となります。

2025年2月7日、百条委員会は初代所長と初代副所長を参考人として招致し、事務所設立当時の内部

しかし、2024年9月、同業務所が営業実態のない株式会社として事業登録され、駐在職員の就労ビザ取得の際に事実と異なる書類が米国政府に提出されていたことが明らかになりました。この問題は、県議会での質疑をきっかけに発覚し、県議会や県民へ報告が適切に行われていなかったことが判明しました。

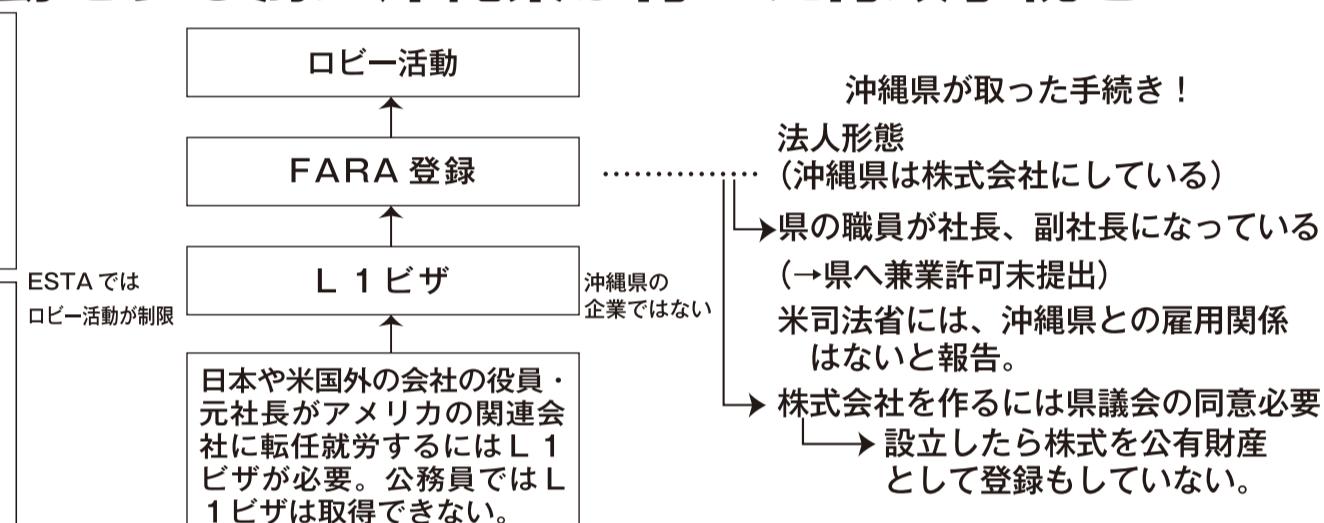
これを受け、2024年11月には県議会の沖縄自民党無所属の会、公明党、維新の会3会派が問題の究明に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、監査請求の動議を提出するなど、県政への追及が強まっています。また、県は問題の調査・検証を行った委員会を設置し、2025年1月に初会合が開かれました。現在、事実関係の解明と再発防止策の検討が進められています。

ワシントン事務所のこれまでの経緯 沖縄県のワシントン駐在事務所は、2015年4月、当時の翁長雄志知事の下で、米軍普天間飛行場の移設問題を米国側に直接訴える目的で設立されました。設立当初から、米国政府や連邦議会関係者との面談や情報発信を通じて、沖縄の基地問題に

事情が明らかにされました。証言によれば、当時の翁長雄志知事の実績づくりを優先し、法人設立に伴う法的手続きに違法性があつた可能性が指摘されています。現在、百条委員

違法なロビー活動をする為に沖縄県が行った行政手続き！

| | |
|-------|--|
| L1 ビザ | 米国内にて支社や事業所を持つ のような大規模な多国籍企業にす でに雇用されていることが必要。 米国に入国する前の過去3年 内に少なくとも丸1年以上働 かておく必要がある |
| ESTA | ビザ免除プログラム(VWP) を利用して渡米する旅行者の適 格性を判断する電子システムで ESTAはビザではない知事は ESTAで渡米しているにも関 わらずロビー活動をしている。 |



8年間記載されていませんでした。これは、日本の地方行政史上、前例のない不正であり、日米関係にも重大な影響を及ぼしかねない重大な問題です。

昨日行われた説明会も不十分なもので、県側は「株式の管理が不十分だった」と一部非を認めたものの、問題の核心には触れていません。8年間、議会に報告もせず、年間約1億円の税金が不透明な形で流れ続けていたことは看過できません。最もの場合、ワシントン事務所が退去を

沖縄県は、基地問題を訴える活動を名目にしながら、公金を使つた政治活動を行い、法律を無視する手法をとつてきました。その象徴が、知事肝煎りの業務委託です。基地対策名目の事業が、実際には県民の税全を使つた基地反対活動になつてゐるのです。行政が法律を軽視し、目的のためなら手段を選ばない姿勢は、厳しく批判されるべきです。

さらに、ワシントン駐在の県職員は、公務員としての身分を偽りビザを取得していました。その実態は、沖縄県が出資した株式会社の業務をコンサル会社に委託し、県職員がそこで業務を行うというものです。しかも、この会社の設立資金はすべて県の業務委託費から出ており、決算書にも

先の議会で、沖縄県ワシントン事務所に関する一連の疑惑が発覚しました。決算審査でも与党側から「実態が不透明」との指摘がありました。その実態とは、駐在員である県職員が、県が100%出資した子会社の社長・副社長として活動していたという異常な事態です。なぜ県は當利法人を設立したのか、大きな矛盾があります。



令和6年11月1日 令和5年度の決算特別委員会が開催され、知事等の出席を求め、令和5年度決算に対する総括質疑を行った。我が会派からは、小渡良太郎委員、新垣善之委員、仲村家治委員、新垣淑豊委員、仲里全考委員、宮里洋史委員の6名が質問。

命じられる可能性もあります。この
ような状況で、決算を認定すること
は到底できません。

我々、沖縄自民党・無所属の会は、
公明党、維新の会とともに「ワシン
トン駐在問題究明プロジェクトチー
ム」を設置しました。沖縄県政始ま
つて以来の重大な疑惑です。違法性
が明らかになつた事業を8年間も隠
し続けた決算認定は議会への冒涜で
す。

県民のための公正な政治を取り戻
すため、議員各位の賛同を求め反対
討論を開きました。



沖縄県一般会計決算不認定





名護市安和桟橋死亡事故問題 県民の命と安全を守る玉城知事の無責任な対応

「県民の安全をかえりみない知事」

沖縄県名護市安和で発生した死亡

事故に対する玉城デニー知事の対応について、多くの県民から強い反発が寄せられていることは、ご承知のとおりです。

玉城知事がいまだ事故映像を見ていないことや、ガードレールの設置を拒否し続けていることについて、県民から「生命の安全を無視している」「事故の真相を把握しようとしていない」といった批判が出ています。

事故の状況をしつかり把握することで再発防止策をより適切に取ることができるので、知事がその映像を見ないことは無責任と言わざるを得ません。

事故後の県の対応として事故発生地点に設置されたゴム製のラバーポールは、事故発生の経緯や状況を十分に考慮しておらず、安全対策と呼ぶには到底及びません。ラバーポールでは妨害行為を防ぐには不十分であり、再発防止のためにはより強固な対応が必要です。県の対応が不十分であると感じる県民が多いのは事実です。



名護市安和桟橋入口付近
(撮影:会派関係者)

本件事故は、作業を妨害する者が、警備員の制止を聞かず、進行中のトラックの前方車道上に出たことに起因したものであり、ポールでは、こうした行為は防止できない。それでもかかわらず、繰り返しのガードレール等の設置の申入れに対

し、5ヶ月を経過してようやく講じた対応は、ポールの設置という事故の背景を考慮しない措置。

議場での「事故じゃない、事件なんだよ」という声にもあるように、単なる事故として片付けるのではなく、責任の所在を明確にし、必要な安全対策を講じるべきです。玉城知事が個人のイデオロギーを優先しているように見えますが、知事にはいるよりも見えます。今後、県民の命と安全を最優先に考えた行動をとるべきです。

再発する事故！本部港（旧塩川地区）港湾施設建設への反対派による

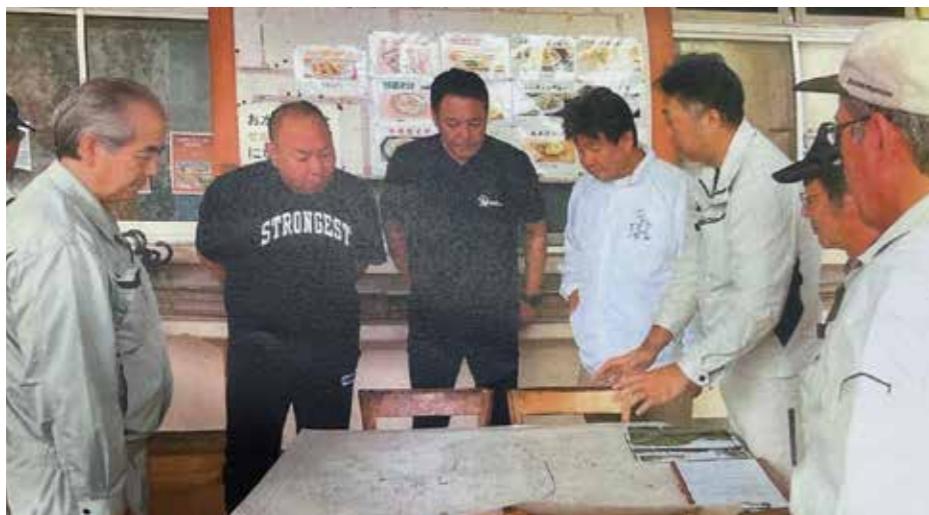
牛歩妨害活動が「常態化」している点についても、その危険性を忘れてはなりません。反対派の活動は、特に埋め立て土砂搬出作業に関わるトラックが通行する際に発生しており、その行動が工事の進行に影響を及ぼすことは非常に深刻な問題です。

牛歩運動とは、意図的に遅いペースで歩くことで作業や活動を妨害する手段であり、このような行動が常态化してしまうと、作業の遅延や交通の混雑だけでなく、作業員や周囲の人々の生命の安全を脅かすことになります。特に、重機や大型トラックが関わる作業現場でこうした妨害が行われることは、事故や事故のリスクをさらに高めます。

玉城知事や県は、このような状況を放置してはなりません。安全対策を強化し、妨害行為を防ぐために適切な措置を講じることが必要で、警察や地域住民との協力を通じて、トラック通行時に妨害行為が発生しないような安全策を立てることが不可欠です。

危険な妨害活動が公然と行われた結果、尊い命が失われるあつてはならない事故が起きました。玉城知事は、県民の命と安全を守るために対応を真剣に考え、実行に移す責務があることを今一度自覚していただきたいと思います。

北部豪雨災害問題 玉城県政下での危機管理不足



當山全伸東村村長と村議団に被害状況の聞き取りをする沖縄自民党県議団
(撮影:会派関係者 11月9日)

災害時においては、迅速な情報伝達が非常に重要です。対応の遅れが、被災者の負担を増大させてしまい、復旧活動が滞ることにもつながります。県民にとって、自治体や国が迅速に対応してくれることが命綱となるのです。

本島北部豪雨の災害について、沖縄

県の対応の遅れにより、災害救助法の適用が困難になりました。玉城知事が伝わらなかつたため、適用が難しくなつたということです。

災害救助法は、国と調整をした上で都道府県知事の判断により適用されます。これが適用されると、避難所の開設費用やその他の支援費用を負担する必要があります。これが適用されると、避難市町村ではなく、国と県が負担することになります。この法の適用を受けられなかつた場合、被災地の自治体側が必要費用を負担することになってしまいます。今回のようない行政の連絡ミスが生じると、災害時にかかるべき支援体制がとられず、被災者の生活に大きな影響を与えてしまいます。



国頭村比地川付近の被害ガレキの一部
(撮影:会派関係者 11月9日)



大宜味村内村道の被害状況の確認
(撮影:沖縄自民党関係者 11月9日)

災害時においては、迅速な情報伝達が非常に重要です。対応の遅れが、被災者の負担を増大させてしまい、復旧活動が滞ることにもつながります。県民にとって、自治体や国が迅速に対応してくれることが命綱となるのです。

本島北部豪雨の災害について、沖縄

県の対応の遅れにより、災害救助法の適用が困難になりました。玉城知事が伝わらなかつたため、適用が難しくなつたということです。

災害救助法は、国と調整をした上で都道府県知事の判断により適用されます。これが適用されると、避難所の開設費用やその他の支援費用を負担する必要があります。これが適用されると、避難市町村ではなく、国と県が負担することになります。この法の適用を受けられなかつた場合、被災地の自治体側が必要費用を負担することになってしまいます。今回のようない行政の連絡ミスが生じると、災害時にかかるべき支援体制がとられず、被災者の生活に大きな影響を与えてしまいます。

災害時においては、迅速な情報伝

達が非常に重要です。対応の遅れが、

被災者の負担を増大させてしまい、

復旧活動が滞ることにもつながります。県民にとって、自治体や国が迅速に対応してくれることが命綱となるのです。

本島北部豪雨の災害について、沖縄

県の対応の遅れにより、災害救助法の適用が困難になりました。玉城知事が伝わらなかつたため、適用が難しくなつたということです。

災害救助法は、国と調整をした上で都道府県知事の判断により適用されます。これが適用されると、避難所の開設費用やその他の支援費用を負担する必要があります。